

県産広葉樹流通システムスタートアップ事業の概要

1.事業目的

これまで利用が低位であった県内の広葉樹林の有効活用を図り、付加価値向上による新たなビジネスモデルの構築を目指すため、県産広葉樹の家具、建築等用材の供給に取り組むために要する経費について、支援するもの。

2.事業内容

事業内容	家具用材、建築用材等の付加価値向上が図られる県産広葉樹の販路開拓に対する支援
事業要件	県産広葉樹を、家具用材、建築用材等として加工工場等（チップ工場を除く。）に搬出すること。
補助期間	原則として補助金の交付決定日が属する年度 ※令和7年度中に事業が終了すること
補助率等	(1) 補助率 補助対象経費の1/2 (2) 上限額 下記のうち、いずれか少ない額 (ア) 事業量1m ³ 当たり2,500円 (イ) 500,000円 事業量は、加工工場等（チップ工場を除く。）に搬出された県産広葉樹の数量とする。
補助対象経費	県産広葉樹の立木を加工工場等に供給するまでに要する経費（森林調査、伐倒、造材、仕分け、積み込み、森林作業道整備、運材等）
事業主体	次の要件を満たす団体等とする。 (1) 宮城県内に活動の拠点を置き、団体構成員は主として宮城県内に在住・在勤の者であること。 (2) 団体等の設立目的、趣旨等を明確にした規約を有し適正な運営が行われることが確実であること。 (3) 事業に関する資金計画が適切であり、かつその資金計画に従って事業が実施されることが確実であること。 (4) 代表者及びその所在地が明らかなこと。 (5) 政治団体や宗教団体でないこと。 (6) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。 (7) 県税の滞納がないこと。 (8) 交付対象事業の公表に異議がないこと。 (9) 各種法令を遵守し、また公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの。
採択件数	4件程度
備考	原木市場に搬出された県産広葉樹は、事業量の対象となりません。

3.添付書類 ※様式は県 HP よりダウンロードください。

(1)事業計画書

添付 書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画（要領別記様式第1号） ・事業実施計画書（交付要綱別紙1） ・検知野帳等の事業量がわかる資料 ・位置図、計画図 ・現地写真 ・事業費の積算資料 ・県産材が確認できるもの（伐採届等） ・その他知事が必要と認めるもの
----------	--

(2)実績報告書

添付 書類	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書（交付要綱様式第5号）、収支精算書（交付要綱様式第5-1号） ・事業実施実績書（交付要綱別紙1） ・位置図、計画図 ・現地写真 ・事業費の積算資料及びその根拠資料 ・搬出量が確認できる資料（納品伝票等） ・県産材が確認できるもの（伐採届等） ・その他知事が必要と認めるもの
----------	---

4.書類の提出先

事業者の所在地を管轄する各地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所（林業振興部林業振興班）

申請先	住所	電話番号	管轄する市町村
大河原地方振興事務所 林業振興部林業振興班	宮城県柴田郡 大河原町字南 129-1	0224-53-3249	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
仙台地方振興事務所 林業振興部林業振興班	宮城県仙台市青葉区 堤通雨宮町 4-17	022-275-9252	仙台市、塩竈市、名取市、 多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山 元町、松島町、 七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大 衡村
北部地方振興事務所 林業振興部林業振興班	宮城県大崎市 古川旭四丁目 1-1	0229-91-0719	大崎市、色麻町、加美町、 涌谷町、美里町
北部地方事務所 栗原地域事務所 林業振興部林業振興班	宮城県栗原市 築館藤木 5-1	0228-22-2381	栗原市
東部地方振興事務所 林業振興部林業振興班	宮城県石巻市 あゆみ野 5-7	0225-95-1436	石巻市、東松島市、女川町
東部地方振興事務所 登米地域事務所 林業振興部林業振興班	宮城県登米市 迫町佐沼字西佐沼 150-5	0220-22-6125	登米市
気仙沼地方振興事務所 林業振興部林業振興班	宮城県気仙沼市 赤岩杉ノ沢 47-6	0226-24-2535	気仙沼市、南三陸町

5.補助事業の流れ

